

地方独立行政法人宮城県立病院機構が
達成すべき業務運営に関する目標

前文

宮城県立循環器・呼吸器病センター、宮城県立精神医療センター、宮城県立がんセンターの県立3病院（以下「県立3病院」という。）は、それぞれ、循環器・呼吸器疾患、精神疾患、がん疾患の専門病院として、民間の医療機関では対応が困難な政策医療や高度・専門医療を提供しており、県民に必要な医療を提供していく上で、極めて重要な役割を担ってきた。

しかし、近年は、疾病構造の変化や医療技術の進歩に伴い、医療ニーズが多様化・高度化する一方で、医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保が全国的な問題となっているほか、大きく変わる国の医療制度への対応など、医療を取り巻く環境は厳しさを増してきている。

また、医療資源に限られるなか、住み慣れた地域において良質かつ適切な医療を受けたいとする患者からの要請が強まっており、医療機関の機能分化や連携を図り、効率的に医療を提供していくことも重要な課題となっている。

県立3病院がそれぞれ担ってきた医療は、不採算となる医療も含め、専門性の高い医療であり、県民の健康を維持していく上で、将来にわたり安定的かつ継続的に提供していかなければならない。

このため、県立病院としての公的使命を果たし、経営の健全化を推進する上で、より一層の自律性、機動性が発揮できるよう、県立3病院を一体とする非公務員型の地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「病院機構」という。）を設立することとした。

この病院機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）は、県民が必要とする医療の提供、そのために必要となる医療スタッフの確保、人材育成、効率的な病院の運営など、病院機構が行うべき業務や運営のあり方について示したものである。

病院機構が地方独立行政法人の利点を十分に生かした柔軟で弾力的な病院運営により、良質な政策医療や高度・専門医療を県民に安定的に提供し、県民の安全・安心に寄与していくことを期待するものである。

第1 中期目標の期間

平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民の医療ニーズを踏まえながら、県立3病院に求められる医療を確実に実施すること。

また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保し、県民の視点に立った運営を行うとともに、医療機能の向上を図るため、優秀な人材の確保や計画的な医療機器の整備に努めること。

なお、医療サービス向上の観点から医療提供体制について、必要な見直しを行うこと。

1 質の高い医療の提供

(1) 政策医療、高度・専門医療の確実な提供

イ 循環器・呼吸器病センター

県北地域における唯一の心臓血管外科・循環器科を併設した循環器系疾患の中心的医療機関としての役割を果たすとともに、循環器系疾患の高次救急医療を提供すること。

また、県北地域における呼吸器外科・呼吸器科を併設した呼吸器系疾患の中心的医療機関としての役割を果たすこと。

結核医療については、県内における基幹的な役割を担う病院として、患者が安心して治療が受けられるよう、良質な医療を継続して提供していくこと。

さらに、各種呼吸器感染症診療・感染症対策など、県内における感染症の拠点医療機関としての役割を果たすこと。

ロ 精神医療センター

県における精神科医療の基幹病院として、精神科救急医療の提供、自立生活支援事業の実施のほか、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）等による司法精神医療の対応など、精神疾患に係る政策医療、高度・専門医療を実施すること。

また、精神疾患に関する知識や理解の普及啓発に努めるとともに、臨床研究を推進し、県内の精神科医療の発展に寄与すること。

ハ がんセンター

高度・専門医療を提供していくため、診療機能の充実を図っていくこと。

また、県がん診療連携拠点病院として、ともに指定を受けた東北大学病院との機能分担や連携のもと、緩和ケア、患者相談支援・情報提供、がん登録、地域連携などの各分野において強化・充実を図り、「全県のがん診療体制」の構築に努めること。

特に、地域のがん患者療養支援ネットワークとの連携や緩和ケア病棟の一層の活用を図り、がん患者の療養生活の質を向上させること。

併せて、がんに関する研究が促進され、その成果ががんセンターの高度医療に活用されるよう、がんセンター研究所を効率的に運営し、その機能充実に努めること。

(2) 医療機器、施設の計画的な更新・整備

県立病院として求められる高度・専門医療等を提供できるよう、費用対効果等を勘案し、計画的な医療機器の更新、整備に努めること。

また、病院施設については、老朽化の状態や病院に求められる機能を踏まえ、十分な検討をもって計画的に整備を進めること。

(3) 地域医療への貢献

地域連携クリティカルパスの活用による地域の医療機関との患者の紹介・逆紹介の推進など、県立3病院の持つそれぞれの医療機能が効率的に発揮されるよう努め、患者が地域において良質な医療を適切に受けることができるよう、他の医療機関との機能分担や協力体制を強化すること。

(4) 医療に関する調査研究と情報の発信

本県医療水準の向上が図られるよう、医療に関する調査・研究を推し進め、その成果や情報を積極的に発信していくこと。

また、治療の実績、疾病や検診に関する情報を広く分かりやすく県民に発信し、県民から信頼される病院づくりに努めること。

2 安全・安心な医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けることができるよう、患者の安全を守ることを旨として、医療安全対策を推し進めること。

万が一、医療事故やヒヤリ・ハットが発生した場合には、直ちにその把握・分析に努め、再発を防止する体制を強化していくこと。

(2) 院内感染症対策の推進

院内の感染症制御（診断・治療・予防・管理・アウトブレイク対応）に関するシステム化を押し進め、感染症に係る管理体制を強化すること。

(3) 適切な情報管理

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）に基づき、適切な情報管理を行うこと。特に患者の個人情報については、情報セキュリティの重要性を職員に周知徹底するための取組を実施し、個人情報に対する認識を高めること。

3 患者や家族の視点に立った医療の提供

(1) 患者や家族にとってわかりやすい医療の提供

患者やその家族が、治療の内容を良く理解し、納得して医療を受けることができるよう、インフォームドコンセントを徹底するとともに、セカンドオピニオンの実施による適切な診療情報の提供に努めること。

また、患者の権利について十分に理解し、患者の権利に最大限の配慮をもって医療を実践すること。

(2) 病院利用者の利便性・快適性の向上

外来診療や検査及び会計に係る患者の待ち時間の改善、プライバシーの確保や快適性に配慮した環境整備、相談受付体制の整備など、さまざまな面において病院利用者の利便性に配慮すること。

4 人材の確保と育成

(1) 医師の確保と育成

医療水準の維持・向上のため、大学との連携強化などにより優秀な医師の確保に努めるとともに、研究・教育研修体制を強化すること。

また、研修医を積極的に受け入れること。

(2) 看護師の確保と育成

手厚い看護体制など病院機能の維持・向上のため、大学及び養成機関との連携強化などにより、必要となる看護師の確保に努めること。

また、専門看護師や認定看護師の資格取得の促進や研修の実施などにより、看護師の専門性を高め、看護水準の向上を図ること。

(3) コ・メディカルの確保と育成

病院機能の維持・向上のため、大学及び養成機関との連携強化などにより、必要となるコ・メディカルの確保に努めること。

また、専門性を高める各種認定資格の取得を奨励し、病院機能を向上させること。

(4) 医療系学生等への教育

大学及び養成機関で学ぶ、次世代を担う医療系学生への臨床教育の場としての体制の充実を図ること。

(5) 事務職員の確保と育成

病院の事務に精通した職員の育成・確保に努め、医療制度や経営環境の変革に迅速に対応できる体制の強化・整備を図ること。

5 災害等への対応

災害などの重大な危害が発生した場合には、県からの要請に基づき、又は自ら必要と認めるときは、県立3病院が連携して必要とされる医療を迅速かつ適切に提供すること。

また、災害発生時に患者の安全が確保できるよう対策を講じること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の確立

地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性に優れた病院運営を実現するため、法人の主体的な意思決定と迅速な実行が円滑に進められるよう、より効果的かつ効率的な業務運営体制を整備すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や取組の実現に向け、体制の整備を図るとともに、職員研修などを通して、各職員の病院経営に対する意識を醸成させ、経営改善に取り組むこと。

2 収入確保の取組

診療報酬や制度の改定への対応を迅速に行い、事業収入を確保していくとともに、診療報酬の請求漏れや未収金発生防止及び未収金の早期回収に努めること。

また、病床や医療機器の稼働率の向上など、県立病院が有する資源の有効活用に努め、経営の改善を図ること。

3 経費削減への取組

医療機器や診療材料、医薬品の購入方法の見直しや業務委託の活用及び後発医薬品の採用など、経費の削減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県民に必要な医療を安定的に提供していく経営基盤を確保するため、県立3病院はそれぞれ経営改善に努め、病院機構全体として以下の目標を達成すること。

1 経常収支比率の均衡

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画を作成し、当該予算による運営の実施により、中期目標期間内の各年度において、経常収支比率100%以上を維持すること。

2 資金収支の均衡

安定した病院運営を継続していくため、中期目標期間内の各年度において、資金収支を均衡させること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

県民の医療ニーズや医療制度の変化に応え、良質で安全な医療を提供していくため、必要な医療従事者の迅速かつ柔軟な採用を行うとともに、経営効率の高い業務運営体制を構築するため、定型的業務のアウトソーシングなどにより、適切な職員の配置に努めること。

また、職員の確保を図る観点から職員の士気向上が図られる仕組みの構築に努めること。

2 就労環境の整備

風通しの良い組織づくりに取り組むとともに、職員の健康維持・増進を図り、職員が業務に専念するための環境整備を図ること。

3 病院の信頼度の向上

医療の質やサービスの向上に努め、県立病院に対する県民の信頼を高めていくこと。